

第10期滋賀県人権施策推進審議会第2回会議 概要

日時：令和2年7月31日（金）14:00～15:15

場所：滋賀県大津合同庁舎7-B会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

植村小夜子、大河原佳子、木村登代美、兒玉典子、坂元茂樹、末松史彦、徳重隆治、
日野貴博、薬師寺公夫、矢倉由美子

2 議題

1. 人権施策基本方針等関連施策について
 - (1) 令和元年度人権施策基本方針等関連施策について
 - (2) 令和2年度人権施策基本方針等関連施策について
 - (3) その他
2. 令和3年度人権に関する県民意識調査について

3 議事

- ◎ 開会
 - ◎ 滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ
 - ◎ 委員紹介および事務局の紹介
 - ◎ 出席委員の確認
- 13名中10名出席
◎資料の確認

議題1 (1) 令和元年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況について (2) 令和2年度人権施策基本方針等関連施策について

<資料1～3および参考1～2に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、議題1の(1)と(2)について、資料にある今後の方向性も踏まえて、皆様からご意見、ご助言等をいただきたい。

委員

詳細は確認できていないが、新型コロナウイルス感染症による具体的な人権侵害の事例

が県外であったと聞いた。

やはり、例えば学校の先生、あるいは子どもたちが新型コロナウイルスに感染したということになると、強い社会的圧力がかかることがあるのではないか。

今後また新型コロナウイルス感染症の患者が増加することは十分に考えられるため、人権啓発の取組において、新型コロナウイルス感染症に関する啓発を一層強めていただかなければならぬのではないかと考えている。

会長

ただ今のご意見に関連する内容があれば、他の委員にも発言いただきたい。

人権問題に関する県の取組としては、一般的には啓発や相談、教育が中心となるが、この新型コロナウイルス感染症等については、感覚的ではあるが、県に大きな権限があるとも思われる。この問題では県が様々な点で住民の生活や健康に一番身近なところにあるということで、委員が言われたように啓発を強めていくということを、ぜひ、今後も続けていただきたい。

委員

ただ今のご意見に關連して、このような課題については、県としてどのように対応するのかという問題があると思われる。

例えば、子どもが新型コロナウイルスに感染した場合、その子どもが通っている小学校名を公表するということになると、現在のようなインターネットが発達した時代であると、その子どもの名前が特定されるといった問題が起こるのではないか。

このような問題への対応については、自治体として何らかの方針をもって対応しているのか、それともそれぞれの学校の判断で対応しているのか、お分かりであれば教えていただきたい。

事務局

感染者が発生した際の公表内容に関しては、「新型コロナウイルス感染症に対する振り返りと今後の方向性（骨子案）」の「3－（7）人権への配慮」において、まず「感染者やその家族に対する風評被害は大きく、差別や偏見の被害事例が生じている。県が行う発生状況等の公表において十分な配慮が必要である」としている。

そして、感染者情報の公表については、「感染者やその家族等のプライバシー侵害につながらないよう、公表する情報の内容について、慎重に精査して取り扱う」という方針で臨んでいる。

今お尋ねいただいた学校の名前については、県からは公表しておらず、市町名の他には、感染者の年代、性別、職業が公表されているところである。

委員

今はインターネット社会であるため、ある市町の学校で感染者が発生したとなると、どこの学校が休校になったのかということは、簡単に調べることができる。保護者の中にも、感染者の情報を守る、子どもたちを保護するという意識が少しでも薄い方がおられると、外へ漏れていってしまう。そうすると、感染者である子ども、あるいはその子どもの学級を特定することもたやすくできてしまい、インターネット上で子どもや先生を非難するといったことが起こり得る。

このような状況となった際、組織としてどのように子どもたちを守っていくかということを考えていただきたいと思う。

人権教育課

県の教育委員会としては、学校名は基本的に公表しないという方針で対応している。ただし、市町立の学校については、それぞれの市町が個別に判断されることになるため、県の方から必ずこうしてほしい、という話はしておらず、それぞれで適切に判断して対処していくことになっている。

市町においても、学校の数が少ないところから多いところまで様々であるため、ご指摘のとおり調べようと思えば簡単に調べられるところがある。やはり、資料でもご覧いただいているとおり、そういった事柄に関する啓発であるとか、保護者への啓発ということも重要なことだと考えている。

人権教育の取組としては、「教育しが」という保護者向けの情報誌が県教育委員会より定期的に発行されている。その令和2年7月号の「シリーズ人権教育」でも、新型コロナウイルス感染症に関する内容を取り上げて、保護者にもご理解いただけるようにしているところである。

事務局

今の教育の方の話も含めて、先程ご説明した様々な啓発のほか、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた形で、啓発を強化していきたいと考えている。

委員

新型コロナウイルス感染症に関しては、情報の公開や啓発というのも非常に大事であると思うが、先程委員もおっしゃっていたように、今は新型コロナウイルス感染症の問題にも関連して、インターネットやSNSが一般家庭に広く普及している状況である。

インターネット環境を各家庭に設置するということが進められる中で、利用者の低年齢化が進み、小学生がよく分からぬままLINEなどでやり取りをしており、どれだけ注意して啓発をしていても、啓発だけでは防ぎきれないところがあると思われる。啓発と同時に、コロナをテーマとした教育の機会を実際に増やすことが非常に大事ではないかと考えてい

る。

もう一つは、親の年代である。自分が子どもであった時にインターネットを利用していない40代の親で、子どもの年齢が10代以下ということになると、親と子どもでインターネットの使い方が全く違っていたりすることがある。インターネットをどのように使えばよいのかということは、親の教育が非常に大切であると思われるため、インターネットのリテラシーについて、啓発と教育を同時に使う必要があるのではないか。啓発だけでは物足りないのではないかと感じている。

会長

ご意見をいただきお礼を申し上げる。他にも意見や補足する点があれば、また後でお話しいただきたい。

議題1 (3)その他

<参考1に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、ただ今事務局から説明のあった内容について、提案された委員から補足説明があればお願ひする。

委員

限られた時間の中でこのような機会をいただき、お礼を申し上げる。

一つ目のBLMについては、先日、三日月知事が外国にルーツのある子どもへの支援を行ったということがあり、それを受けて他県にいる在日コリアンの友人が「滋賀ってええなあ」と言っていた。やはり、知事がこのような発信をするということは、「自分たちも何か頑張れるのではないか」と思ってもらえるということで、大きな影響、効果があるのではないかと感じた。こういった発信を、黒人と言われる人たちに対してもできないかということを少しご提案させてもらったということである。

二つ目については、事務局からは過去の審議会の議論の中で削除となったと説明されているが、私としては、改定前の人権施策推進計画の指標はとても分かりやすいと思った。

このような指標を見ながら各指標が果たしてこれでよいのか、目標が60%のところを30%の達成率であると、それを60%に上げるためににはどのような施策に力を注ぐ必要があるのだろうかとか、そういった審議の進め方ができる方がよいのではないかなどということを感じて、提案をさせていただいた。

事務局の回答では「指標は各分野の個別計画に委ねる」とされているが、特に人権啓発、あるいは人権意識の高揚という部分は、一つの事業、または施策によるものというよりも、

複合的な事業群によって評価、あるいは効果を見る能够性があるのではないかと考えておおり、先に述べたような審議の進め方ができたら、私としては頭の整理ができるありがたいと思っている。

会長

ただ今のご説明も含めて、何かご意見はあるか。二つ目のご提案については、次の議題2とも関連する点があると思われるが、今後、人権に関する意識調査を行った場合、過去の調査結果と比較し、それで数値目標を設定するということもあると考えられる。また、県としては啓発をしているが、例えば新型コロナウイルス感染症が蔓延するような緊急の状況の下では、なかなか状況が改善しないという状況も出てくるものと思われる。

そのため、そういう課題ごとにどのように対応していくかということは、議題2でもまた議論をいただければと考えている。

委員

別の自治体で、このような計画の指標に対して、どの程度の到達度であったかということを検証する場に立ち会ったことがあるが、やはり定量的な指標と定性的な指標のどちらにするのかということは、常に問題になるところである。定量的に評価しやすい分野と、それが難しい分野が出てくるものである。

そのため、課題別に検討をいただき、数値目標を設定することが妥当であるようなところは、積極的にやっていただければよいし、定性的な評価をした方が望ましいと判断されるものはそうするというように、区別していただいたらよいのではないかと思う。

会長

この点に関して、他に何かご意見はあるか。

委員

私は他の自治体の人権施策の評価に携わっているが、今、委員がおっしゃったとおり、定量的な評価がしやすいテーマがというものがある。それは例えばどのようなものかというと、自治体が人権相談センターを設置した。この人権相談センターの存在を知っていますか、というようなことについては、これは60%等、目標値を決めて、少しづつ達成できるようになる。

しかし、個々の人権施策については、そのように単純に目標を数値化して設定できるかというと、これはなかなか難しい。やはり、今委員がおっしゃったような形で、個々の人権施策の特性に合わせた評価項目を考えていく必要があるのではないかと感じた。

会長

他にご意見はあるか。本日は時間が限られているので、この点について意見があるというものがあつたら、最後に全体のまとめとして出していただければと思う。

議題2 令和3年度人権に関する県民意識調査について

会長

それでは、次の議題に移らせてもらう。議題2の「令和3年度人権に関する県民意識調査について」であるが、来年度に実施予定の意識調査の概要等に関して、まず事務局より説明をお願いする。

<資料4－1～3に基づき、事務局より説明>

会長

本日は意識調査の概要の確認ということであるが、意識調査の質問項目および細かいスケジュールに関しては、10月の会議で意識調査の内容を議論いただいた上で大枠を決定し、来年2月の会議でこれをほぼ確定することになるかと思う。

そのため、本日は過去の調査の概要を見ながら、概ねこのような形で来年度の県民意識調査をやっていく、という概要について、ご検討をいただきたい。本日、調査の大枠について合意いただければ、これで準備を進めていくことになるかと思う。

なお、前回の平成28年度の調査で大きく変わったのは、対象年齢に18歳と19歳を含めるようにした点である。また、質問数についても、回答してもらいやすいようにするということで、少し整理した。

このような変更点があったところであるが、何かお気付きの点等はあるか。例えば本日の会議では新型コロナウイルス感染症関係のご意見が多く出されたが、来年度の県民意識調査の中にも、これに関する事項をどのように反映するのかということも、おそらく出てくるのではないかと思われる。

委員

調査方法について、ポルトガル語が母語の人、韓国語が母語の人、中国語が母語の人といったように、対象者を個別に抽出し、それぞれに対応した言語の調査票を送るということはおそらくないと思われるの、どのような母語の方であっても分かりやすいように、やさしい日本語で作成した調査票も入れてはどうかと思う。

会長

今いただいたご意見については、次回の10月の会議で検討し、最終的には2月の会議で

どのようにしていくかということを含めて考えたい。

今のご意見に関して、事務局としては何かあるか。

事務局

今おっしゃっていただいた点に関しては、県としても外国籍の県民に向けて情報発信をしていく際、分かりやすい日本語で発信するということで進めているところでもあるため、十分考えるようにしていきたい。

会長

調査の中身に関してもう少し議論をしていくようにしたいが、他に何かご意見はあるか。

委員

調査対象者について、例えば目の不自由な方に調査票が送られる場合があると思うが、点字の調査票の作成は考えているか。過去の調査では、作成していなかったのか。

事務局

過去の調査では点字の調査票は作成していないため、例えばご家族に代読や代筆をしていただくといった対応をされていたものと思われる。

会長

今のご意見については、本日すぐに結論を出すのは難しいと思われる所以、次回以降の会議でどうするかを検討したい。

その他、何かお気付きの点あるか。

委員

先程会長からご指摘があったように、新型コロナウイルス感染症への対応については、現在の社会的関心事項として非常に大きな問題であるため、具体的な検討は次回の会議でということではあるが、例えば「新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を聞いたことがありますか」といった質問を入れるかどうかということについては、考えていただきたい。

もう一点、前回の調査の時点では成立していなかったいわゆる人権三法、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」についても、認知度を調査していただく必要があるのではないか。次回の会議ではその辺りのことを少し念頭に置いていただくのがよいのではないかと思った。

会長

今のご意見も含めて、これまで何回か調査を行ってきており、過去の調査結果と比較

して変化を見ていくという点で重要な質問と、その時々に応じた重要な課題を見るための質問があると思われるが、本日は質問項目や内容についてもう少し、自由にご意見を出していただければと思う。

委員

調査対象者について 1 点お尋ねするが、対象者は性別を問わずに年齢だけで無作為抽出されるのか。

事務局

前回の調査の例で申し上げると、男女の比率は関係なくランダムに抽出するということであるが、今いただいたご意見をまた今後の検討の参考にさせていただきたい。

委員

回答者の性別の差、男女の比率は出されるのか。

事務局

男女別にも抽出をさせていただく。ただ、今は L G B T の問題もあるため、男性と女性という形で線を引くということについては、我々も若干の戸惑いを持っている。この問題をどうしていくのかということについても、委員の皆様のご意見をいただければと考えている。

会長

対象者の性別の問題を議論するのは、今回が初めてになるか。前回の調査の際は、そこまで議論されていなかったと記憶しているが。

事務局

その通りであったと思われる。

会長

そうであれば、次回の会議で、今の点も含めてご議論をいただければと思う。

事務局

県庁内では申請書類等への性別欄の記載について、どうしても必要なものを除いて基本的に見直すようにと各課に指示をしており、性別の記載を求めないという基本方針を堅持しているため、この方針にも十分配慮して調査をしていきたい。

会長

あとは調査の規模であるが、過去には5, 000人を対象にやっていたことがある。ただし、統計学的には3, 000人でも十分ということである。

クロス集計等をするときは、確かに3, 000人では少し結果の検証が難しくなる場合もあるが、その辺りの問題も踏まえて、調査の大枠は概ねは資料のとおりで進めさせていただくということでおろしいか。

特にご意見はないようあるため、この形で進めさせていただくということとしたい。調査の内容については、次回の会議でまた色々とご意見を出していただければと思う。

それでは、これで予定の議事は終了ということになるが、先程言ったように、議題1の関係も含めて、何かお気付きの点はあるか。ないようであれば、これで終了とし、事務局に進行をお返しする。

本日は大変有益なご意見をいただき、お礼を申し上げる。